

手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

【法第32条の3第2項に基づく求職者手数料及び則附則第4項に基づく求職受付手数料】  
求人又は求職の申し込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付 1件につき、670円(消費税相当分を含む。)を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申し込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、  
3件分を超えては申し受けません。

【法第32条第1項第2号に規定する手数料】

| サービスの種類及び内容                              | 手数料の額及び負担者                                                                                                                   |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 求人を受け付ける時の事務費用                           | 2,000 円<br>手数料負担者は 求 人 者 とします。                                                                                               |
| 求人・求職の申し込みを受理した時以降、<br>求人・求職者に提供する紹介サービス | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、<br>当該求職者の就職後1年間で支払<br>われた賃金の最大<br>100 %<br>手数料負担者は 求 人 者 とします。                                         |
| 求人の充足を容易にするための求人者<br>に対する専門的な相談・助言       | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、<br>当該求職者の就職後1年間で支払<br>われた賃金の最大<br>100 %<br>手数料負担者は 求 人 者 とします。                                         |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓や<br>そのための調査・探索         | 着手金 2,000,000 円<br>活動1日当たり 315,000 円<br>成功報酬 職業紹介が成功した場合において、<br>当該求職者の就職後1年間で支払<br>われた賃金の最大<br>100 %<br>手数料負担者は 求 人 者 とします。 |
| 就職を容易にするための求職者に対する<br>専門的な相談・助言          | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、<br>当該求職者の就職後1年間で支払<br>われた賃金の最大<br>100 %<br>手数料負担者は 関 係 雇 用 主 とします。                                     |

上記手数料には消費税が含まれています。

許可番号 34-ユ-300317

事業所の名称及び所在地 株式会社 スクエアクロス  
広島県広島市中区八丁堀15番10号  
セントラルビル5F (082)-227-8811